

三条市すまい快適断熱リフォーム補助金に関するQ&A

No.	質問	回答
1	屋根や外壁の塗装は対象になりますか？	<p>塗装工事は補助対象となりません。</p> <p>遮熱塗料の場合も夏季の遮熱には有効ですが、冬季の断熱効果は見込めないため補助対象となりません。</p> <p>ただし、基本工事（断熱工事等）と併せて行う場合は、その他工事（任意工事）の対象となります。</p>
2	ユニットバス設置工事は対象になりますか？	<p>外気に面して設置するユニットバス本体の床や壁の熱伝導率が0.052W/(m・k)以下であるか、ユニットバス本体の外部に面した壁や床等に熱伝導率の要件を満たした断熱材を浴室側から設置する場合、補助対象となります。</p>
3	他の補助金との併用はできますか？	<p>他の補助金との併用はできません。補助対象が同一にならなければ補助対象となる場合もありますので、ご相談ください。</p>
4	補助対象経費の考え方を教えてください	<p>補助対象経費＝基本工事費＋その他工事費（基本工事費を上限とする）となります。</p> <p>例：床の断熱改修工事30万円、トイレ改修工事50万円の合計80万円の工事を行う場合 補助対象経費＝基本工事（床断熱改修工事分：30万円）＋その他工事（トイレ改修工事分：30万円（基本工事と同額まで））＝60万円 補助額は、補助対象経費の1/10となるため、 $60万 \times 1/10 = 6万円$となります。</p> <p>なお、補助金の上限は10万円となりますので、例えば補助対象経費が150万円の場合でも、補助額は10万円となります。</p> <p>※すべて税込金額での計算になります</p>